

平成 2 4 年 度 事 業 計 画

自 平成 2 4 年 4 月 1 日

至 平成 2 5 年 3 月 3 1 日

狩猟知識の普及、狩猟道德の向上をはかるとともに鳥獣資源の保護増殖を図り、有害鳥獣捕獲を通じて環境保全に寄与し、適正な狩猟の永続並びに、狩猟事故の絶無を期し、地域社会に貢献するため次の事業を実施する。

1. 狩猟事故防止指導事業

狩猟事故防止並びに違反の絶無を期するため、狩猟事故防止指導員を県下に配置して巡回を行う他、パトロールカーによる巡回指導を行う。また、狩猟事故防止指導員の研修会、その他狩猟事故防止対策協議会等を開催する。

さらに、大日本猟友会の安全狩猟指導員と呼応し、鳥獣資源の保護、生息環境保護及び県委嘱の鳥獣保護員と呼応して有害鳥獣捕獲を含む狩猟事故防止・違反防止の徹底をはかり、地域社会への貢献につなげる。

2. 猟鳥増殖事業

減少する狩猟鳥類の増殖をはかる目的で、放鳥協力費を徴収し、生息環境の良好な地域にキジ及びヤマドリを放鳥する。

放鳥効果を高めるため、猟期中これら鳥類の増殖に有害なキツネ・テン等の捕獲を奨励する。

また、引続き官・民有林を借り鳥類食餌木（コナラ・クヌギ等）植栽事業を行なうとともに育成管理を行ない、野生鳥獣生息の環境整備を行なう。さらに放鳥に足環を付するとともに、猟友ぐんま、猟友だより等に掲載し、足環回収者に記念品を贈呈し調査の実績を高める。

3. 有害鳥獣捕獲事業

大日本猟友会の有害鳥獣捕獲事業指針等も念頭において、引続き群馬県の方針に沿って、各市町村の有害鳥獣捕獲事業に協力し、有害鳥獣捕獲を通じて農林水産業への被害を防止し、地域農林水産業の振興を図り地域社会に貢献していく。

また、必要に応じて、有害鳥獣捕獲を担当する有害鳥獣捕獲隊員の研修を実施する。

4. 会報発行事業

広く県民及び会員に、狩猟及び環境保全に関する知識を高め狩猟道德の向上をはかり、群馬県猟友会の事業の理解を求めると共に啓発を行うため会報（猟友ぐんま・猟友だより）を発行し、県市町村（出先機関を含む）、県警本部、各警察署、会員等に配布する。また、狩猟及び狩猟に係る環境保全の諸課題をテーマに取り上げた座談会を開催し、討議内容を会報に掲載し、広く県民及び会員に啓発を行う。

5. 射撃部事業

平成21年度に群馬県猟友会が指定管理者に指定されたことに伴い、群馬県クレ射撃場を活用する。安全狩猟フィールド射撃大会（安全狩猟関東山静ブロック射撃大会選手選抜会を兼ねる）、安全狩猟地区対抗射撃大会、又、安全狩猟ライフル・スラッグ射撃大会（一都八県安全狩猟ライフル・スラッグ射撃大会選手選抜会を兼ねる）、安全狩猟クレ選手権大会を開催するほか、安全狩猟関東山静ブロック射撃大会、一都八県安全狩猟ライフル・スラッグ射撃大会に参加し、会員相互の親睦をはかるとともに、銃器の取扱いを習熟することにより有害鳥獣捕獲を含む狩猟事故防止・違反防止の実を上げ、地域社会への貢献につなげる。

6. 猟犬部事業

狩猟事故防止の一環として、猟犬の改善普及及び会員相互の親睦をはかるため、鳥猟犬のための実猟犬猟野競技会を計画する。

7. 教育宣伝事業

狩猟に対する世論の認識を深め、或は会員意識の高揚のため、群馬県自然環境課及び警察庁、群馬県警察、大日本猟友会の資料の収集配布を行うほか、事務所に図書を備えて会員の知識の習得と啓蒙をはかる。

また、平成22年度に開設したホームページを活用し、情報公開を行い広く群馬県猟友会の実施事業の理解を求める。

8. 表彰事業

本会の発展に協力した役員又は地区猟友会から推薦された功労者、その他本会に対し特に功績のあった個人及び団体を対象に「群馬県猟友会功労者表彰規程」に基づき表彰するほか、退任役員に対する感謝状を贈呈し、全会員に啓蒙する。

9. 群馬県証紙売捌き事業

県条例等により狩猟税等県証紙の売捌き所となっているので、一般需要者及び県内外狩猟者の登録申請に係る証紙の売捌きを行う。

10. 狩猟災害共済及びハンター保険事業

大日本猟友会の行う狩猟災害共済及び県猟友会導入の三井住友海上火災保険のハンター保険（第1種・2種並びに網猟・わな猟会員）に加入して、狩猟の安全と災害の未然防止につとめ、事故については相互扶助の精神により、その補償に万全を期する。

11. 狩猟免状等所持証明発行事業

狩猟登録申請書に添付する二枚目以上の狩猟免状及び被共済者証の所持証明を発行する。

12. 狩猟免許更新講習及び更新申請取りまとめ事業

群馬県の委託を受け、3年毎の狩猟免許の更新通知及び狩猟免許更新申請書の取りまとめ及び狩猟免許の更新講習業務を行なう。

13. 初心者予備講習会事業

群馬県の委託を受け、県が行なう狩猟免許試験のため、講習を実施して受験者の便に資するとともに、狩猟者の資質の向上をはかる。

14. 狩猟者登録申請取りまとめ事業

群馬県の委託を受け、猟期前における会員の県内外狩猟者登録申請及び県外よりの狩猟者登録申請の取りまとめ、並びに狩猟期間終了後の狩猟登録証及び狩猟者アンケートの回収業務を行なう。

15. 放鳥及び標識設置等の委託事業

群馬県からキジ・ヤマドリ等の放鳥及び鳥獣保護区等への標識設置の委託を受けて、狩猟鳥獣の保護増殖と狩猟事故防止・違反防止の絶無を目指し地域社会に貢献する。

16. 射撃場運営事業

群馬県より指定管理者の指定を受けた群馬県クレイ射撃場を通じて、県民の健全な心身の発達並びに狩猟者の銃器の正しい取扱技術の習得及び射撃技術の向上をはかると共に、これから猟銃等を所持しようとする者の初心者講習、銃刀法改正に伴う3年ごとの銃所持許可更新申請時の技能講習及び狩猟者の実技研修を実施するほか、地域住民の意見・要望にも配慮し健

全経営を行なう。

17. 群馬県猟友会無線緊急対策協議会の充実について

昨年設立した群馬県猟友会無線緊急対策協議会を充実し、県内各市町村等における災害等の緊急時に一般電話・携帯電話が不通になった場合、またはアマチュア無線の活用が効果的である場合、35地区猟友会が協力体制を取り、地区猟友会員が自らの開局しているアマチュア無線を活用することにより、県市町村・警察・消防の緊急対策に協力し、地域社会に貢献していく。

またアマチュア無線技士の免許取得後の手続きの助成を行なうと共にアマチュア無線技士の免許取得の普及をはかる。

18. クレー及びライフル射撃場建設について

銃刀法改正に伴う3年毎の更新の際、免除期間の終了が近づき所持する猟銃の銃種ごとの射撃実技講習実施が本格化していくことになり、また県営射撃場の環境、立地、騒音調査結果等も検討の結果、新にクレー及びライフル射撃場の建設に向け用地等の調査を実施し、建設基金も増強していく。

19. その他

県及び環境森林事務所、市町村、県警察本部、各警察署他関係団体との協力事業の実施並びに本会の目的達成のための必要な事業を行う。